MVNO様向けLTE通信サービス標準プラン

KDDI株式会社

2024年4月

はじめに

本資料は、当社LTE網を利用したMVNOサービスの提供をご検討される事業者様向けに、事業計画を策定する上で必要となる当社のMVNO様向けLTE通信サービス標準プランの概要をご説明するものです。

詳細な条件等については、個別の協議において順次開示・ご説明させて頂きますが、本資料を貴社MVNO事業のご検討にお役立て頂けましたら幸いです。

※本資料の無断転載・複製を禁じます。
※記載内容については今後変更になることがあります。

© 2024 KDDI

はじめに

Ⅰ　ご提供内容

1．提供形態
2．卸電気通信役務の概要
3．その他ご負担いただく費用
4．ネットワーク機能利用料の精算方法

Ⅱ　技術的条件／各種対応

1．技術的条件
2．各種対応
3．その他ご留意頂きたい事項

Ⅲ　手続き等

提供開始までのフロー

© 2024 KDDI

Ⅰ　ご提供内容

1. 提供形態

MVNO様向けLTE通信サービス標準プラン（以下、本標準プラン）の概要は以下の通りです。

①提供対象

ご提供先 （対象事業者）	電気通信事業法に基づき、サービス開始までにMVNO事業を営む旨を総務大臣に届出た事業者
対象サービス	LTE通信サービス
提供エリア	当社LTE通信エリア
通信速度	当社LTE通信と同等
端末	MVNO様が自己調達 ※当社ネットワークへの影響について確認するため、接続試験を要望させて頂くことがあります。
auICカード （SIMカード） ※eSIMサービスを含む	当社からMVNO様への貸与 ※MVNO様が自己のエンドユーザに貸与される際には、LTE通信サービスにおける貸与条件と同等の条件を課していただく必要がございます。

© 2024 KDDI

1. 提供形態

②契約形態

ご契約形態	種別		料金体系
卸電気通信役務	データ通信（L2接続）	HSS連携機能なし	・通信帯域単位でのご提供
		HSS連携機能あり（HSS接続）	・通信帯域単位でのご提供
	データ通信（L3接続）		・通信帯域単位でのご提供 ・契約者回線単位でのご提供
	音声・データ通信（再販型）		・契約者回線単位でのご提供 （定額制および従量制の課金体系）
事業者間接続	当社接続約款をご参照ください		

※契約種別の変更は不可となります。

※調達回線のご利用形態について
　本標準プランに基づき調達した回線については、エンドユーザに電気通信役務を提供する事業用回線としてご利用頂きます。
　（MVNO様自身が利用する回線（いわゆる自家利用回線）は対象外とさせて頂きます）

※HSS（Home Subscriber Server）・・・顧客情報管理機能

© 2024 KDDI

2．卸電気通信役務の概要

全体構成（概要）

◆ データ通信（L2接続、HSS連携機能なし）

※GWの提供形態は別途協議をさせて頂きます。

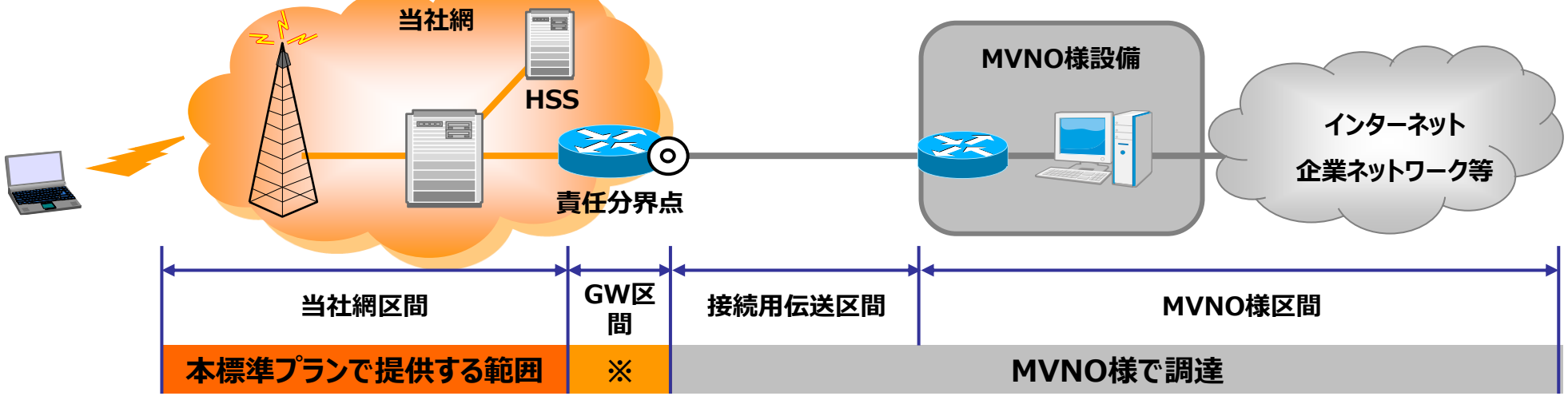

◆ データ通信（L2接続、HSS連携機能あり（HSS接続））

※GWの提供形態は別途協議をさせて頂きます。

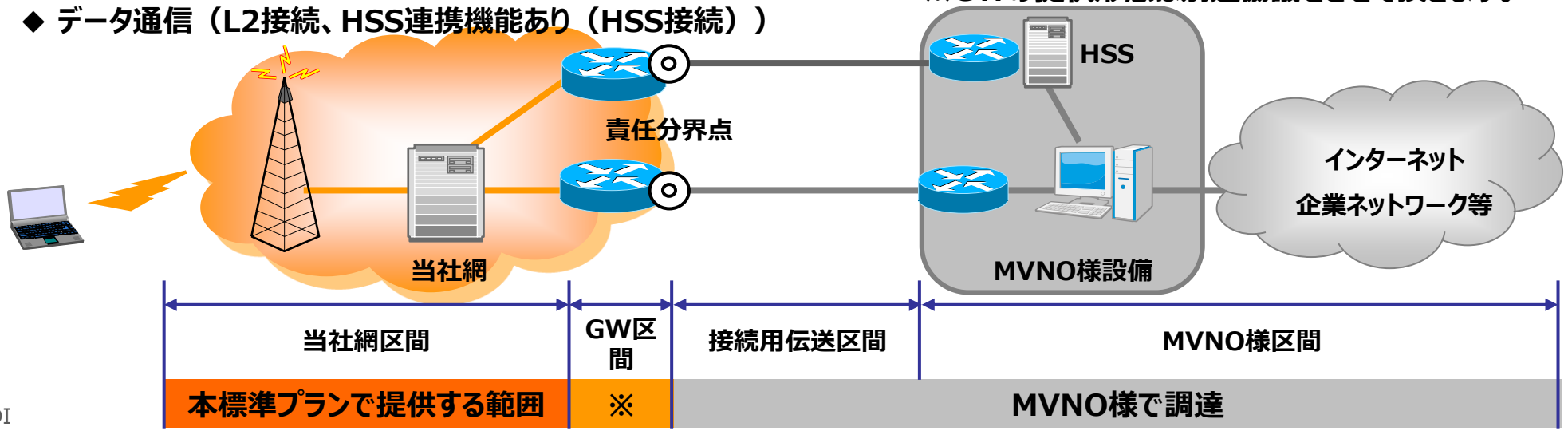

© 2024 KDDI

2．卸電気通信役務の概要

全体構成（概要）

◆ データ通信（L3接続）

※GWの提供形態は別途協議をさせて頂きます。

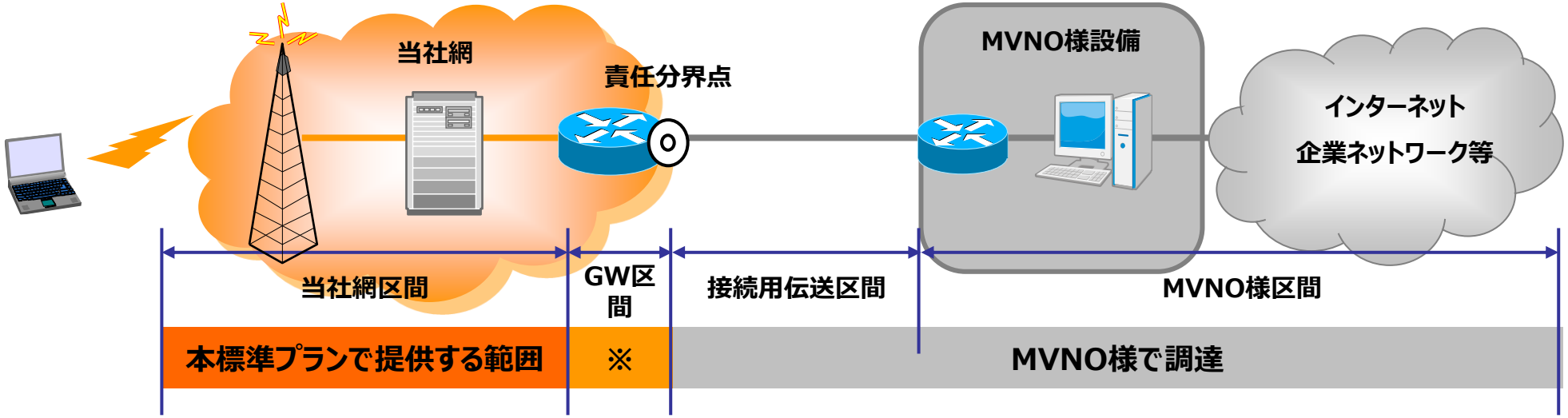

◆音声･データ通信（再販型：MVNO様が設備を持たないケース）

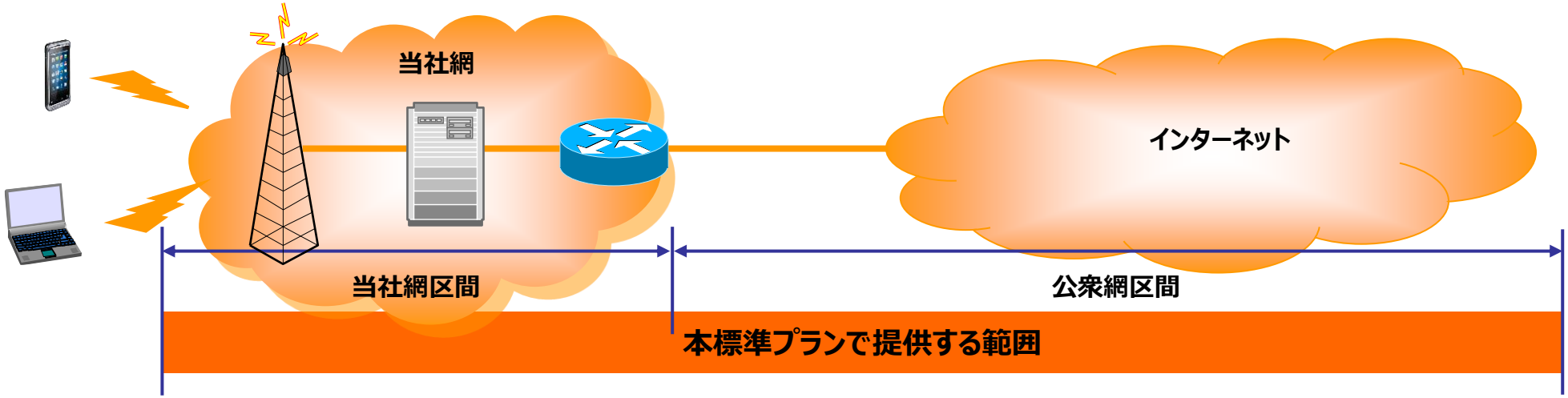

© 2024 KDDI

2．卸電気通信役務の概要

MVNO様向けデータ通信（L2）のご提供料金および適用条件は以下の通りです。
※MVNO様のご要望内容によっては、当社設備の新たな設置または改修等が追加で発生する場合があります。その際は、別に算定する実費を網改造料としてご負担いただきます。

◆月額利用料

項目		単位	料金（税別）	内容
ネットワーク機能利用料（L2）*1	2023年4月1日から2024年3月31日まで適用	10Mbpsのもの	131,067円	当社ネットワーク機能の利用料
		10Mbpsを超える1Mbpsごとに	13,106円	
	2024年4月1日から2025年3月31日まで適用	10Mbpsのもの	108,378円	
		10Mbpsを超える1Mbpsごとに	10,837円	
MVNO回線管理機能	HSS連携機能なし	1契約者回線ごとに	協議にて別途提示	MVNO様の契約者回線維持・管理機能の利用料、各種対応費用
	HSS連携機能あり（HSS接続）	1契約者回線ごとに	協議にて別途提示	各種対応費用
L2接続利用機能 *2		1契約ごとに	別に算定する実費	当社ネットワークとの接続に係る装置機能の利用料
LTE直収パケット接続装置機能 *2		1接続装置ごとに	別に算定する実費（約2百万円）	
番号管理・接続管理機能利用料 *2		1接続装置ごとに	別に算定する実費（数千万円）	HSS接続に伴う電気通信番号の利用状況管理機能ならびに接続管理機能の利用料
最低利用期間		1年（利用期間が1年未満の解約については残余期間に応じた解除料が発生）		

*1 ネットワーク機能利用料（L2)の料金額は、「４．ネットワーク機能利用料の精算方法」に定める通りの精算を行います。
*2 当社接続約款における網改造料算出方法を準用して算定します。

© 2024 KDDI

2．卸電気通信役務の概要

MVNO様向けデータ通信（L3）のご提供料金および適用条件は以下の通りです。
※MVNO様のご要望内容によっては、当社設備の新たな設置または改修等が追加で発生する場合があります。その際は、別に算定する実費を網改造料としてご負担いただきます。

◆月額利用料（通信帯域単位型）

項目	単位	料金（税別）	内容
ネットワーク機能利用料（L3）*1	10Mbpsのもの	協議にて別途提示	当社ネットワーク機能の利用料
	10Mbpsを超える1Mbpsごとに	協議にて別途提示	
MVNO回線管理機能	1契約者回線ごとに	協議にて別途提示	MVNO様の契約者回線維持・管理機能の利用料、各種対応費用
LTE直収パケット接続装置機能 *2	接続装置ごとに	別に算定する実費	当社ネットワークとの接続に係る装置機能の利用料
最低利用期間	1年（利用期間が1年未満の解約については残余期間に応じた解除料が発生）		

*1 ネットワーク機能利用料(L3)の料金額は、別途協議にて提示いたします。
*2 当社接続約款における網改造料算出方法を準用して算定します。

◆月額利用料（契約者回線単位型）

- 契約者回線単位で課金する料金プランも協議に応じます。

© 2024 KDDI

2．卸電気通信役務の概要

MVNO様向け音声・データ通信（再販型）のご提供料金は、契約者回線単位で卸料金を設定いたします。
詳細につきましては、協議にて別途ご提示いたします。

◆ データ通信

- 定額制　（フラット型）
  通信料金が完全定額となる料金プラン

- 従量制
  利用通信量に応じた通信料金となる料金

◆ 音声通話

- 従量制
  通話量に応じた通信料金となる料金プラン

© 2024 KDDI

3．その他ご負担いただく費用

MVNO様がLTE通信サービスを利用される際にご負担いただく主な費用は、以下のとおりです。
※MVNO様のご利用形態によっては本資料に記載のない費用が発生する場合もございます。

項目	単位	料金（税別）	内容
開通手数料	1開通手続ごとに	3,000円	MVNO様の契約者回線開通に要する料金
auICカード（SIMカード）再発行	1再発行ごとに	2,000円	auICカード再発行手続に要する料金
名義変更（事業譲渡の場合等）*1	1変更手続ごとに	2,700円	MVNO様の契約者回線名義変更に要する料金
その他手数料・工事費・立会費・接続試験費等	1回ごとに	別に算定する実費	MVNO様の利用形態に応じて発生した場合に要する料金
ユニバーサルサービス料	1契約者回線ごとに	当社au通信サービス契約約款に準じる	基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則（平成十四年六月十九日総務省令第六十四号）により算定された額
電話リレーサービス料	1契約者回線ごとに	当社au通信サービス契約約款に準じる	聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律施行規則（令和二年総務省令第百十号）により算定された額
auICカード（SIMカード）貸与に係る費用	1枚ごと	協議にて別途提示	auICカード貸与に係る費用 ※HSS連携機能あり（HSS接続）の場合は、MVNO様にてSIMカードをご準備頂きます。 ※eSIMサービスについても、協議にて別途提示させて頂きます。

© 2024 KDDI

4．ネットワーク機能利用料の精算方法

ネットワーク機能利用料の精算方法は、以下のとおりです。

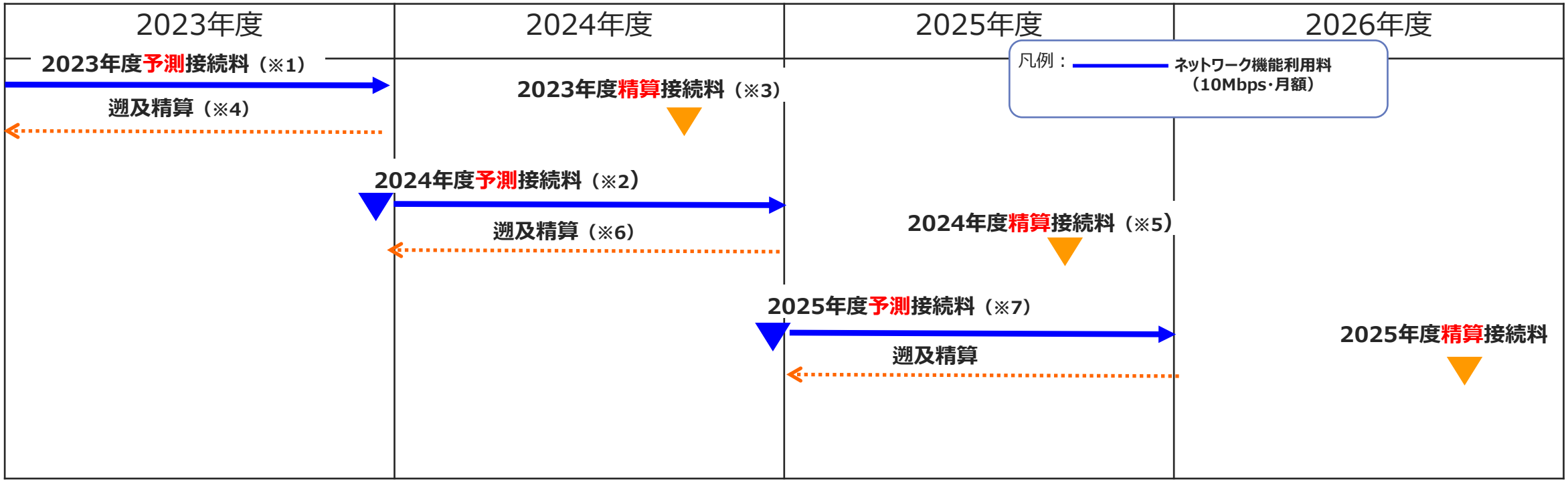

※1　本標準プランに記載の「ネットワーク機能利用料（L2）」（適用期間：2023年4月1日から2024年3月31日まで）の料金額を指します。
※2　本標準プランに記載の「ネットワーク機能利用料（L2）」（適用期間：2024年4月1日から2025年3月31日まで）の料金額を指します。
※3　2025年1月頃に改定予定の2023年度に適用する「ネットワーク機能利用料（L2）」の精算額を指します。
※4　※１と※３の金額差額については、※３の金額を2023年度の利用実績に遡及適用し、既精算額との差額を精算します。
※5　2026年1月頃に改定予定の2024年度に適用する「ネットワーク機能利用料（L2）」の精算額を指します。
※6　※2と※5の金額差額については、※5の金額を2024年度の利用実績に遡及適用し、既精算額との差額を精算します。
※7　2025年3月頃に改定予定の「ネットワーク機能利用料（L2）」の精算額を指します。当該料金額は2025年度期首より適用となります。

© 2024 KDDI

Ⅱ　技術的条件／各種対応

1. 技術的条件

本標準プランに係る主な技術的条件は以下の通りです。
ご要望頂きましたMVNO様にはサービス説明書／技術資料等を開示させて頂きます。

	L2接続	L3接続
接続箇所	当社が別に定める接続箇所 ※MVNO様が上記以外の接続箇所をご要望される場合には、協議に応じます。	
接続インターフェース	当社データ通信網（KDDI Wide Area Virtual Switchサービス等）に接続できるWANインターフェース	
ユーザ認証	MVNO様システムにて実施	ユーザからの接続要求に対する認証は、当社との認証連携を行い、MVNO様システムにて実施
アカウンティングパケットデータ		ユーザー通信の開始、終了時にMVNO様に送信
モバイル端末に割当てるIPアドレス	MVNO様が取得されているIPアドレスを使用	グローバルアドレスまたはプライベートアドレスを使用できます（契約時の選択により異なります） ①グローバルアドレス：MVNO様が取得されているIPアドレスを使用 ②プライベートアドレス ：MVNO様指定IPアドレスの払出しあるいはKDDI管理IPアドレスの払出し（契約時の選択により異なります）
APN	APNは原則、1MVNO様に対して1つ割り当てます	

© 2024 KDDI

1. 技術的条件

L2接続のHSS連携機能あり（HSS接続）プランに係る主な技術的条件は以下の通りです。
記載のない内容については、別途協議のうえ決定させて頂きます。

項目	HSS接続
接続箇所	当社が別に定める接続箇所 ※MVNO様が上記以外の接続箇所をご要望される場合には、協議に応じます。
接続インタフェース	MVNO様の顧客管理機能（HSS）との接続は、s6aインタフェース(※)で実施させて頂きます。 ※詳細は、3GPP TS 29.272をご確認ください。
回線認証 （SIM認証）	MVNO様のHSSにて回線認証と加入者情報管理を実施。 SIMカードについてもMVNO様にて調達。
番号管理・接続管理 （サービス開廃管理）	電気通信番号の使用状況などの適正管理のため、回線の開廃状況についてMSISDN/IMSIなどを当社に通知。 この情報を基に当社にてMVNO様HSSへの接続可否を制御します。 ※詳細は別途個別協議とさせて頂きます。
電気通信番号	PLMN：MVNO様にて取得。 IMSI：MVNO様にて取得。 MSISDN：当社が指定を受けた電気通信番号を貸与致します。

© 2024 KDDI

2．各種対応

◆ 回線開通・ユーザサポート等

- MVNO様契約者回線の開通は、当社が別に定める方法によるものとします。
- 当社よりMVNO様に貸与するauICカードの引渡し方法等に関して協議が必要となります。
- エンドユーザ情報はMVNO様にて管理頂きます。
- エンドユーザサポートの一次対応はMVNO様となります。内容の切り分け後、必要に応じて当社と連携して頂きます。

◆ 保守対応

ネットワーク保守対応は、当社リモートアクセス・サービス契約者と同等としますが、具体的な保守内容、窓口等詳細につきましては、別途協議の上で決定します。

◆ 情報システム連携

情報システム連携については個別協議とさせていただきます。

【主な情報システム連携の種類】

- 認証連携
- 課金情報の提供に係る連携
- HSS接続の場合の番号管理・接続管理（サービス開廃管理）に係る連携　他

© 2024 KDDI

2．各種対応

◆ 標準プラン以外への対応

本標準プランに記載している事項以外の対応については、ご要望により個別協議に応じます。なお、MVNO様のご要望内容によっては、当社設備の新たな設置または改修等が追加で発生する場合があります。その際は、別に算定する実費を網改造料としてご負担いただきます。

また、以下に該当する場合、ご要望をお断りする場合があります。

- 当社の電気通信役務の円滑な提供に支障が生ずるおそれがあるとき
- 当社の設備運用に必要な情報の提供、接続試験の実施、輻輳制御機能の開発およびその運用、費用負担等について合意いただけないとき
- MVNO様の申込みに応じる結果、当社の電気通信回線設備の容量および処理能力等が不足する、あるいは当社の周波数が不足する等のおそれがあるとき
- 当社の利益を不当に害するおそれがあるとき
- 当社網が反社会的行為に悪用されるおそれがあるとき
- 最低利用期間や最低利用トラヒック等の設定に応じていただけないとき
- 負担すべき金額の支払いを怠り、又は怠るおそれがあるとき
- 必要な担保措置に応じて頂けないとき
- ご提供に応ずるための電気通信回線設備の設置又は改修が技術的又は経済的に著しく困難であるとき

© 2024 KDDI

2．各種対応

◆ 情報等の提供

当社は、MVNO様から請求があるときは、卸電気通信役務（電気通信事業法第38条の2第２項に規定する特定卸電気通信役務に限ります。）の料金について、以下情報を当社の事務取扱所において、提供するものとします。

- 接続料相当額及びその料金と接続料相当額の差額の用途に関する情報※
- 実績原価に実績利潤を加えたものに対する実績原価の比率
- 実績原価、実績利潤及び実績需要の対前年度比に関する情報
- 予測原価、予測利潤及び予測需要の実績原価、実績利潤及び実績需要に対するそれぞれの比率
- その他、当社接続約款に定める情報提供対象

※接続料相当額を算出することが困難である場合、又は当社の接続約款に規定する料金額を準用している場合は、この限りではありません。

© 2024 KDDI

3．その他ご留意頂きたい事項

当社網を利用したMVNOサービスのご検討にあたっては、以下の事項についてもご留意願います。

◆ 情報提供／通信利用の制限等について

- 当社設備への影響を確認するために必要な情報をご提示頂くことが必要となります。
  ※ご提示が必要な情報 ： 申込概要、開始予定時期、予想トラヒック量・回線数など
- MVNO様は、当社電気通信設備に輻輳、障害その他損傷を与えないようにしていただく必要があります。また、当社に接続する電気通信設備を事業用電気通信設備規則およびその接続箇所ごとに当社が別に定める技術的条件集に適合するように維持していただきます。
- MVNO様のエンドユーザのご利用であっても、通信が著しく輻輳した場合や迷惑メール送信の場合等においては、当社網内にて通信利用の制限を行う場合があります。
- 連続的且つ大量に通信を行っているMVNO様のエンドユーザに対してネットワークの品質・公平性確保を目的として帯域制御を行う場合があります。

◆ インターネット上の違法・有害情報等に対する捜査機関等への協力について

- MVNO様のエンドユーザの利用に係るインターネット上の違法・有害情報の対応として、捜査機関等より協力を求められた際には、MVNO様にて直接ご対応頂く必要があります。

◆ 携帯電話不正利用防止法に基づく本人確認について

- 当社の音声・データ通信（再販型）を用いて、MVNO様が携帯電話音声通信のサービスをご利用者様に提供する場合、携帯電話不正防止法に基づき、MVNO様の電気通信サービスに対するご利用者様からのお申込に当たっては、本人確認が必要となります。

© 2024 KDDI

3．その他ご留意頂きたい事項

◆ 商標等の利用について

当社が保有する商標等の無断使用及びサービス提供者の誤認・混同を与える行為は禁止させて頂きます。
また、当社名、当社が保有する商標等を使用される場合、その必要な範囲・条件等を別に協議させて頂きます。

◆ 担保措置について

MVNO様が負担すべき費用の支払いを怠るおそれがあると当社が判断した場合は、預託金又は金融機関等の債務保証による担保措置が必要となります。

※担保措置が必要となる要件

- 過去1年以内に負担すべき金額を滞納したことがあるとき
- 直近の決算において債務超過であるとき
- 当社が指定する信用評価機関の信用評価において当社が別に定める基準を満たさないとき等

© 2024 KDDI

3．その他ご留意頂きたい事項

◆ LTE通信サービスの卸提供をお断りする場合について

以下に該当する場合、LTE通信サービスの卸提供をお断りすることがあります。

- 当社の電気通信役務の円滑な提供に支障が生ずるおそれがあるとき
- 当社の設備運用に必要な情報の提供、接続試験の実施、輻輳制御機能の開発およびその運用、 費用負担等について合意いただけないとき
- MVNO様の申込みに応じる結果、当社の電気通信回線設備の容量および処理能力等が不足する、あるいは当社の周波数が不足する等のおそれがあるとき
- 当社の利益を不当に害するおそれがあるとき
- 当社網が反社会的行為に悪用されるおそれがあるとき
- 最低利用期間や最低利用トラヒック等の設定に応じていただけないとき
- 負担すべき金額の支払いを怠り、又は怠るおそれがあるとき
- 必要な担保措置に応じて頂けないとき
- ご提供に応ずるための電気通信回線設備の設置又は改修が技術的又は経済的に著しく困難であるとき

© 2024 KDDI

Ⅲ　手続き等

提供開始までのフロー

MVNOサービス提供開始までの基本的なフローは以下の通りです。

【1】守秘義務契約書締結、事前確認
※具体的な協議開始前に守秘義務契約書を締結し、必要事項（想定トラヒック、構成等）について確認させて頂きます。

【２】各種条件等について協議、条件合意
※協議開始～条件合意まで概ね0ヶ月～12ヶ月。

【３】申込

【４】契約締結、提供開始
※契約締結後～提供開始まで概ね1ヶ月～12ヶ月。
※MVNO様のご要望内容・条件に応じて開発、工事、試験等を実施します。

■本標準プランについてのお問合せ等は随時次頁の窓口にて受付けております。
■MVNO様よりご要望頂く内容・条件及び受付社数等に応じフロー及び対応期間には差異が生じます。

© 2024 KDDI

MVNOに関する代表窓口

KDDI 相互接続部

※ご連絡につきましては、協議申込フォームに必要事項、お問合せ内容等をご記入の上送付頂きますようお願い致します。

◆ 2012年5月　公表
（2024年4月　最終更新）

© 2024 KDDI

Tomorrow, Together KDDI

おもしろいほうの未来へ。 au

「つなぐチカラ」を進化させ、
誰もが思いを実現できる社会をつくる。

KDDI VISION 2030